〇農林水産省令第六十号

平成二十一年十月二十日 農林水産大臣 赤松

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

七十三号)の一部を次のように改正する。

同じ。)」を加え、同表の付表に次のように加える。 表第五十二に掲げるものを除く。四の項において 五十一 コロンビアから発送され、他の地域を 経由しないで輸入されるトミーアトキンス種 定める基準に適合しているもの のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が

項植物の欄中「ヒロセレウス属植物」の下に(付

「、第四十三及び第五十一」に改め、同表の二の 別表二の一の項植物の欄中「及び第四十三」を

ダー ツスの生果実であつて農林水産大臣が定

める基準に適合しているもの

五十二 ベトナムから発送され、他の地域を経

由しないで輸入されるヒロセレウス・ウン

この省令は、公布の日から施行する。

第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め 植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)